

## 公益社団法人新潟県栄養士会 倫理規程

### <前文>

公益社団法人新潟県栄養士会(以下、「この法人」という。)は、その設立趣旨に基づき、新潟県栄養士会の公益目的実現のため、一貫した事業活動を展開してきた。特に、新しい公益法人制度の発足に伴い、民間公益活動という市民活動の有力な担い手としての公益法人の役割は益々重要性を増してきており、この法人もこの時代の要請に積極的に応えていかなければならない。

このような認識のもと、この法人は、厳正な倫理に則り、公正かつ適切な事業活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理規程を制定し、その普及・定着を図ることとした。

この法人のすべての会員と役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、以下に定める綱領を遵守する。

### <綱領>

#### (組織の使命及び社会的責任)

- 1 この法人は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

#### (社会的信用の維持)

- 2 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

#### (法令等の遵守)

- 3 この法人は、関連法及びこの法人の定款、倫理規程その他の内規を厳格に遵守し、社会的規範に反することなく、適正に事業運営をしなければならない。

#### (私的利益の禁止)

- 4 この法人の会員および役職員は、公益活動に従事していることを十分自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

#### (利益相反の防止及び開示)

- 5 この法人の役職員は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他法人が定める所定の手続きに従わなければならない。

#### (情報開示及び説明責任)

- 6 この法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、基金拠出者、寄付者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

- 7 この法人は、業務上知りえた個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

- 8 この法人の会員及び役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規程遵守の監視)

- 9 この法人は、必要のあるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守を監視する。

(改 廃)

- 10 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、公益社団法人設立登記の日から施行する。

役職員とは、定款に定める役員(理事および監事)および事務職員のこと